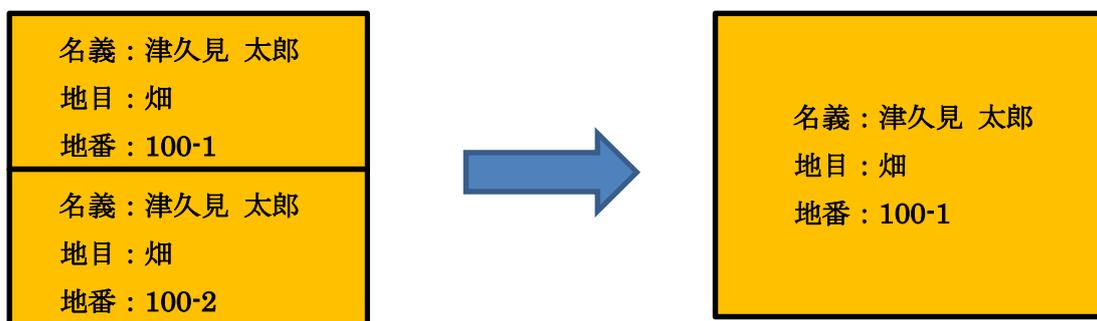


## 地籍調査でできること、できないこと

### 1. できること

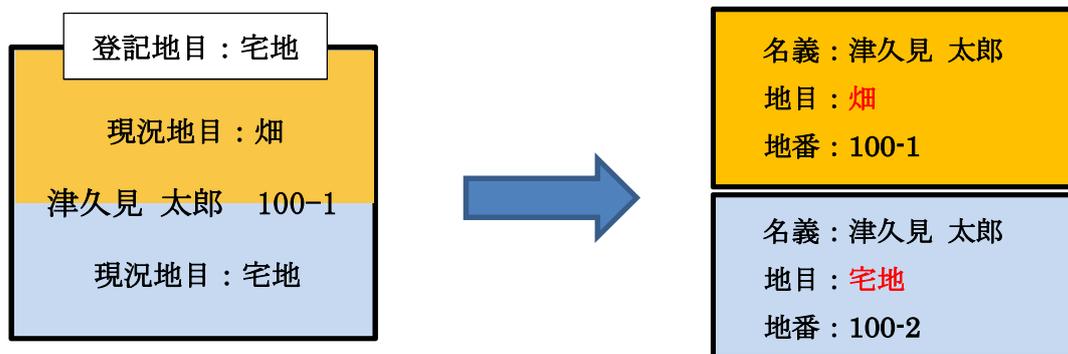
#### ◀ 合筆 ▶

隣接する土地（数筆でも）で、字、現況地目、所有者（名義・住所）が同一である場合は、一筆にまとめることができます。ただし、所有権以外の権利（抵当権など）が設定されている場合はできないこともあります。



#### ◀ 分筆 ▶

一筆の土地の中に現況の土地利用が異なった部分があるか、管理上はっきりした区分けがある場合には、二筆以上に分けることができます。



#### ◀ 住所・氏名変更 ▶

地籍調査では、住所変更と氏名変更ができます。ただし、土地の所有者の名義（権利）を変更することはできません。

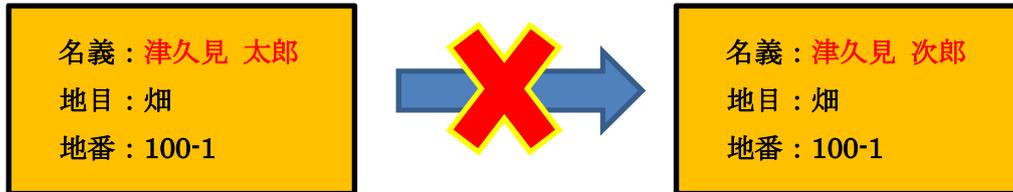
#### ◀ 地目変更 ▶

登記簿の地目と現況の土地利用が異なっている場合は、現況の地目に合わせます。ただし、農地法等の規定により変更できない場合もあります。

## 2. できないこと

### ◀ 所有権の移転 ▶

所有権の移転（交換、相続登記など）を行うことはできません。



### ◀ 権利関係の変更 ▶

所有権以外にも、抵当権・地上権・地役権等の設定や抹消はできません。

### ◀ 構図にある李導水路の用途廃止及び払下げ ▶

公図にある里道（赤線）・水路（青線）は、例え現況が残っていても用途廃止をしない限り、これを無くすことはできません。現況が残っていない場合は、資料や近隣の状態を確認し幅員を決定します。